「国連平和活動検討パネル報告（ブラヒミ報告）」骨子

1.　現状の認識と評価

① 安定的な停戦合意等のないまま不安定な状況に介入する複雑な平和活動について、過去10 年にわたり、国連は、失敗を繰り返してきた。

② 複雑な平和活動において、軍事力は平和が構築される空間を創り出す不可欠な要素ではあるが、終局的な紛争解決のためには、平和維持と平和構築とが密接な連携を保って展開される必要がある。

2.　勧告の概要

（1）平和強制・執行（peace-enforcement）

　　強制力を伴う行動は、憲章7 章に基づく安全保障理事会の授権の下、多国籍軍に委ねられてきた。

（2）国連の平和活動

　全般的事項

　イ　部隊展開の迅速化

① 伝統的なPKO については安保理の設置決議から30 日以内に、複雑なPKO については安保理の設置決議から90 日以内に活動展開が可能な体制の整備を図るべきである。

② 設置決議後7 日以内に派遣可能なスタートアップ・チーム、平和活動幹部、将校、文民警察、各専門家等を含む形で国連待機制度を発展させるべきである。

③ 加盟国は、文民警察、各専門家等に係るプール制度を国内に創設するとともに、共同訓練・計画に係る地域間協力を促進すべきである。

　ロ　平和活動に対する支援能力の強化

① 情報収集・分析能力の強化を図るため、「平和及び安全委員会情報・戦略分析局」を設置すべきである。

② 国連後方支援基地の強化等を通じて、平和活動の装備等に関する政策及び手続に係る体制の整備を行うべきである。

③ 平和維持に必要な要員、装備等に係る経費については、国連通常分担金から拠出すべきである。

④ PKO の設置が明らかに予測される場合には、安保理の設置決議前に、5,000 万ドルを上限とする財政権限を事務総長に認めるべきである。

　個別的事項

　イ　紛争予防（preventive action）

　　　緊張地域に対する事実調査団の派遣に係る体制を整備するとともに、これを積極的に活用すべきである。

　ロ　平和構築（peace-building）

① 文民警察の活用方針を変更するとともに、法の支配、人権擁護等の分野における専門家の積極活用を図るべきである。

② 武装解除、元兵士の動員解除・社会復帰等に関する経費については、国連通常分担金から拠出すべきである。

③ 地域住民の生命等の保護を目的とする迅速かつ実効的な活動展開（クイック・インパクト・プロジェクト）については、財政支援の問題を含め、これに柔軟な対応をすべきである。

④ 選挙支援と統治支援のための戦略との統合を図るべきである。

　ハ　平和維持（peace-keeping）

① 当事者間の合意、公平性及び自衛の場合に限った武力の行使という平和維持活動の基本原則を確認する。

・ 憲章の掲げる目的及びPKO 任務に対する忠誠という意味での公平性原則の概念を明確にすべきである。

・ 強力な交戦規定の策定、武器使用権限の明記、要員、装備等の充実等を通じて、自衛能力の向上を図るべきである。

② 安保理は、明確かつ達成可能な任務指令を出すべきであり、また、十分な要員、装備等が確保されていない段階での拙速な設置決議を差し控えるべきである。

・ 事務局は、任務遂行上の障害を考慮した現実的なシナリオに従い、軍事力その他の装備のレベルを設定するとともに、安保理に対し、これを正確に報告すべきである。

・ 要員等を提供する加盟国には、十分な情報提供及び安保理との協議を求める権限が認められるべきである。